

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2010. 3.10発行〈通巻第399号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●所有者・近鉄の賠償額大幅増額

石綿吹付原因の中皮腫損害賠償裁判 2

●はつりじん肺損害賠償裁判始まる！ 3

●はつりじん肺訴訟の原告にきく その4 4

●アスベスト報道ダイジェスト 2010年2月 9

●連載 それぞれのアスベスト禍 その2 古川和子 10

●韓国からのニュース 12

●前線から（ニュース） 18

事故から2年後の労災認定 尼崎

2月の新聞記事から／19

表紙／裁判所に入る(左から)村上さん、岡山さん、山田さん、1人おいて植田さんら原告団
(第1回はつりじん肺損害賠償裁判 2010年3月18日)

'10 3

所有者・近鉄の賠償額大幅増額 石綿吹付原因の中皮腫損害賠償裁判 大阪高裁控訴審判決

大阪府内の近鉄高架下の文具店店長Aさんが、文具店2階倉庫に露出していた吹き付け石綿（青石綿：クロシドライ）が原因で中皮腫を発症し、死亡したのは、文具店が入居していた高架下建物を所有し賃貸していた近鉄などの責任だとして、約7300万円の賠償を求めた裁判の控訴審で、3月5日、大阪高裁（塩月秀平裁判長）は、一审に続き被告近鉄の責任を認めた上で賠償額を約1000万円増額し、近鉄に対して約6000万円の支払を命じる判決を言い渡した。（裁判の詳細と地裁判決については本誌2009年9月号）

今回の判決は、建物内部の吹き付け石綿による被害について、民法717条に基づいて「建物の設置、保存上の瑕疵にかかる責任」をはじめて認め、被害に対する賠償責任が、建物所有者等に課される場合があることを示した画期的な一审判決を支持するものだ。

近鉄は最高裁に上告したため確定判決とはならなかったが、判決が覆る可能性は非常に小さいとみられている。民間建物を中心とした吹き付け石綿対策の強化を迫る今回の判決の意義は極めて大きい。

所有者の賠償増額

大阪高裁命令「石綿死、近鉄に責任

れ、04年7月に死亡し
【日野行介】

塩月秀平裁判長は
「電車の振動でアスベ
ーストが飛散しやすい状
態になり、健康被害の
危険性があった」とし
て男性の中皮腫と石綿
との因果関係を認め、
「近鉄には建物所有者
としての責任がある」と述べた。
1審判決によると、
男性は70年から、2階
にある倉庫の壁に毒性
の強い青石綿を吹き付
けた建物内で就労。02
年に中皮腫と診断さ

大阪府内の鐵道高架下の販店舗で文具店長をしていた男性(70)が壁に吹き付けられたアスベスト(石綿)を吸い込み、中皮腫にかかって死亡したとして、遺族が所有者の近畿日本鉄道(大阪市)に約7300万円の賠償を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁は5日、1審・大阪地裁判決を変更し、賠償額を約1000万円増額して約6000万円の支払いを命じた。塩月秀平裁判長は、「電車の振動でアスベストが飛散しやすい状態になり、健康被害の危険性があった」として男性の中皮腫と石綿との因果関係を認め、「近鉄には建物所有者としての責任がある」と述べた。1審判決によると、男性は70年から、2階にある倉庫の壁に毒性の強い青石綿を吹き付けた建物内で就労。02年に中皮腫と診断さ

2010年3月6日付毎日新聞

はつりじん肺損害賠償裁判始まる！

3月18日第一回口頭弁論

昨年末に提訴したはつりじん肺訴訟の第一回口頭弁論が3月18日に開かれた。原告、弁護団、支援者の一団が正門から堂々と入る。テレビ報道もされたが、前回の提訴時以上に気合いの入った足取りであった。

裁判官が入廷するまでの間、法廷内に入りきれずに混乱する被告代理人を尻目に早々に所定の場所に着席、落ち着いて開廷を待つ。傍聴席には次々と原告側傍聴人が集まり、被告側傍聴人も含めると大阪地裁の大法廷100席弱の傍聴席はほぼ満員になった。

裁判官が入廷し、いよいよ開始である。32社ある被告は、多少の重複はあるもののそれぞれが代理人を用意しているため、裁判所から15分ほど時間をかけて出席の確認とそれぞれの主張に対するコメントを求められている。そのあとにようやく原告による意見陳述に入る。過度に緊張していないだろうか。声が小さくなったりしないだろうか。こちらの心配を余所に、岡山さん、村上さん、山田さんが順にはっきりと大きな声で意見陳述を読み上げる。原告・被告双方の代理人が意見陳述書のコピーをめくる音が一斉に聞こえてくる。と、後ろからも同時に紙をめくる音がする。事前に原告側傍聴人

に配付したコピーを、皆が陳述にあわせて読んでいるのである。

当センターの中村さんが「いやあ、もう拍手しようかと思ったよ」と閉廷後に感想を述べた今回の意見陳述。高い位置にいる目の前の裁判官、証言台の右手から真後ろ數十センチのところまで座っている30人以上の被告代理人に囲まれているという環境にもかかわらず、はつり仕事をしてきたときと同様「やるべきことはきちんとやり遂げる」男たちの姿勢に対し、傍聴人はおろか被告代理人や裁判官も大いに感銘を受けたであろう。

この裁判は長く苦しい戦いになるかもしれない。しかし、次回以降も原告による意見陳述が予定されており、傍聴席からの無言の応援（声を出したり拍手をしたりしてはいけません）が何よりも原告への支えとなる。6月3日の次回期日にも大挙して応援に来ていただきたい。



はつりじん肺訴訟原告に聞く その4

インタビューも4回目を迎えた。裁判も始まり、原告の経験した「はつり作業」に益々関心が高まっていくようだ。今回も3人の原告を紹介する。

■安里正秀さん

プロフィール：1949年3月9日生まれ。じん肺管理区分管理3イ。竹中工務店、設備会社等の現場ではつり作業に従事。

—安里さんの職歴をお伺いします。

サラリーマン9年、はつりを10年、設備を20年やってきました。

—設備会社ではどのようなことをしてきたのですか。

設備屋ははつりを目的としていないというけど実際何をする会社かよくわからんのよ。何でもするし、はつり作業はどうしてもある。100%はつり作業をしないという現場はないからね。

設備屋が「うちははつり屋ではない」と言いたいのはわかるけど、設備の仕事にははつり作業もバランス作業もあって、大量の粉じんが出る。また仕事のあとでかゆくなるんです。保温材にガラス繊維が入っているということで。ガムテープで剥がすように体から取らないといけなかつたんですよ。

—さらに安里さんはサラリーマン経験がありますね。

中学を卒業したあと、サラリーマンにな



安里正秀さん

りました。

—サラリーマン時代の話を聞いてもよいですか？

サラリーマン時代は朝の8時から夕方4時までの仕事だったんです。実は客商売に興味があって、仕事が終わったあとにバーテンダーのアルバイトをしてたし、サラリーマンを辞める前には小さい店も持ったんですよ。会社には内緒でね。

バーテンダーの学校にも3か月ほど通いましたよ。資格を取って、シェーカーとか当時よく振ったもんです。

—サラリーマンを辞めた理由は？

生活が苦しかったんとちがうかな…サラリーマンだと給料も安いでしょ。子供もひとりおるし。毎日同じ時間に起きて同じ電車に乗って同じ時間に帰る、そんな生活でもあつたし…。

●はつり屋について

—はつり屋さんになったきっかけは？

会社を辞めた後、2ヶ月くらいアルバイトをしていたけど…やっぱりやっていけなくなつて、兄が新垣組ではつりをやっていたから、これもアルバイトのつもりで始めて。このあたりの経緯はみんな同じと違う？

—みんなアルバイトから始めて、と言いますよね。

日当も5000円くらいあったと思う。サラリーマンの月給が3万円だから、生活のことも考えるとね。

—体力に自信は？

始めはなかつたよ。若い頃は細かつたからね。

—仕事について教えて下さい。

僕なんかのときはね、機械もあったことはあったけど、あまり普及してなかつたね。最初は手ばつりをちょこちょこと…ベテランの職人について行って、ガラ集めからはじめて、指導してもらひながらやってましたわ。ベテランなんかはよそ見して別の職人と話をしながら勢いよくノミを叩いているけれど、こっちは注意深く作業しても手を叩いてしまいましたよ。

それでも手ばつりはそんなにやってな

かつたかな。コンプレッサが出はじめて、30番のブレーカーが出てきた。もちろん最初は触らせてもらえんよ。先輩の職人がはつたあとのがらを集めの作業から始めて、3か月くらいでそこそこできるようになつて。1年くらいすればスピードもベテランに追いつくようになる。あとは体力やね。

●現場の風景

どこの組にもはつりを20年くらいやっている先輩がおるからね。その人らと一緒に現場に行くと、職長と話をして指示を受けるのはその先輩やつたね。僕が直接指示を受けることはない。

そういうば、東急ホテルでは僕よりも若いか、同じくらいの監督がいたから、東急の下請け会社の名前で「亀井さん、亀井さん」と声をかけられるねん。それ以外に「はつり屋さん」と呼ばれる事はあるけど、「安里さん」とは言われない。

設備時代はH鋼に岩綿の吹きつけをした後にプロワーでほこりを吹かしているところで作業したし、ダクトバラシのときの粉じんなんかははつりの方がまだまし、というくらいだった。肺にカメラを入れて診てもらったこともあるけど、医者に「煙突掃除でもしていたんですか」と訊かれたくらい。

—これから裁判に向けて一言お願いします。

口では上手に言えんけど、とにかく現場がひどかった。その結果現在病院も通つとる。弁護士の先生と一緒に頑張っていきます。

■伊良皆正吉さん

プロフィール：沖縄出身。じん肺管理区分管理3。主な現場は大成建設。

—伊良皆さんも沖縄から大阪に来られたのですか。

大阪に来たのは昭和36年。中学を卒業してちょっととしてから家族みんなで大阪にきました。

—ご家族と一緒に大阪に来られたのですね。

兄弟は6名。うちの親父もこっち来てはつりをやって、じん肺になった。金城さんが末吉工業を辞めてから、僕が入った。

—大阪に来てからずっとつり業に？

いや、最初は鉄工所で3年くらい働いて、それからうどん屋で働いていた。このうど

ん屋はうちの先輩連中が集団就職で勤めていた伝手で働くことになったんやけど。中津にあるうどん屋で、今でもあるかな…そこで4年くらいおった。

それからはつり屋。親父がやつとったから、本庄に住んでいたら仕事のないときに「ちょっとアルバイトで頼むわ」と。頼む方もちょっと手が足らなかつたら「いこ、いこ」って。それからずっとですわ。

—はつりの思い出は？

現場は朝の早いところばかりで、朝の8時から朝礼に出ないかんのでたいへんでした。

一番よく覚えているのは海南のオークワと茨木のJ.T.。杭からの仕事やから工期が長かった。オーケワはだいぶ大きな現場やつたな。組を朝の7時前に出て、8時の朝

礼に間に合うように出たんやけど、着いたらもうへとへとや。それでもたまに遅刻したね。

それからJ.T.の現場はうるさかつたよ。指示も細かいし、ちょっとでもケガしたら「社長を呼べ！」と文句を言いおるし。そやからこっち、ケガをしても何も言われへん。

—伊良皆さんは被告が一社だけですが。

小さい現場もようけあったけど、大きいところしか覚えてないな。

現場は毎日変わるし、道はすぐ忘れるし、南港なんかほとんど行ったけど、もう何もわからん。生駒にも行ったけど、あれ、なんやったかなあ。



伊良皆正吉さん

ーはつり屋として大変だった仕事は?

やっぱり杭きりやな。ほとんど夏場にしおるからね。どういうわけか夏場ばかりやね。屋根もないし、安全帯もなくちゃならんし、ガラも多いし、あれはしんどかったね。

ー現場でのケガもありましたか?

ブレーカーのノミが折れて、足をケガしてしまったことがあります。そのときは息子に迎えに来てもらって、現場には内緒で近くの病院に担ぎ込まれて、それで終わり。労災なんか言ったら、元請に出入り禁止にされかねんかったからね。

ケガしてから1週間くらいでまた現場に戻って…。ゆっくり休みたかったけど、日払いの仕事だから必死やったわ。

■金城武次さん

プロフィール: 1938年7月18日生まれ。沖縄出身。じん肺管理区分管理3口。村本建設の現場に主に従事。

ーはつりを始めたきっかけは何ですか。

学校を卒業してから那覇に出て、商店で番頭をしていたんだけど、賃金も安かった。2、3年して知り合いから大阪で人を採用する、という話を聞いて友達と一緒に大阪に来たんです。番頭をしている時分の賃金と比べてだいぶ良いというし、それに憧れてきました。だけど商売人をしていたので、はつりという言葉すら知らなかったです。

ー最初はたいへんだったのではないかですか。

2、3か月もしていたらなんとか見様見



金城武次さん

真似でできるようになりました。わりとね、3ヶ月か半年足らずでそこそこの仕事は覚えましたよ。覚えると言っても手ばつりとハンマーくらいですけど、先輩と一緒に現場に入って「こうしなさい」と教えてもらえたしね。

ちょうどオリンピックもあるし、こっちに来たら観れるかなあ、思って。沖縄の者にしたら、大阪も東京も出てくるんだったら一緒だったし。

ー当時のはつり作業について教えてください。

わしらの始めた頃はね、大きい会社くらいしかコンプレッサを持っていなかった。ゲンノウと手ばつりでしおったんです。あのときはまだ、わしら新米だったから、先輩の指示通りなんでもせな、たいへんでした。朝早く起きてノミを焼く火をおこして段取りをしておかないと夕方になってまた先輩

に怒られるし。

ーはつり屋を続けたのは?

そんなこんなして、何ヶ月かしたらこんな仕事はいつまでもできんと思って、田舎に帰ろうと思つとったんです。でも一緒に沖縄から出てきた友達が残るというので、残ることになったんです。一緒に来た友達を置いて帰るわけにはいかんし。

それからわしらね、15日毎に給料が入るから、これが魅力やった。仕事さえまじめにしつたら、そろそろ無くなるなあというころにはまた給料日が来る。

ーお給料について聞いてもいいですか?

当時の沖縄はドル時代で、まだB円（註：米軍占領時代の軍票）やつたもん。沖縄では何セントという給料しかもらわなかつたんです。賃金が高い方がええわと。親方が「お前ら給料渡すと全部使ってしまうから」と貯金をしてくれて、それを田舎の母に送つたんだけど、びっくりしつたもん。「大阪でなんか悪いことしているんと違うか」って。

●はつり作業の粉じんについて

エア工具が出始めたのはしばらくたつてからでしたね。

機械化が進んだでしょ、それが一番体に悪かった。ほこりを吸つて。手ばつりの時分はカッターも使わなかつた。仕上げで左官屋さんがきれいにしてくれたもんです。仕上げも機械でするようになってからほこりがようけ出るようになりました。

それでもマスクもないし。わしの頃は今あるようなマスクは全然なくて、ガーゼの

マスクをしたり、タオルを巻いたり…。でもマスクがあると安心してまたようけ仕事をしてほこりを吸うてるんです。

ーじん肺については?

病気になるなんて認識がないでしょ、現場にはタオル2枚を持って行きました。ひとつは頭に巻いて、もうひとつはマスクの代わりで。こんな仕事をてきて、安全センターで初めてじん肺のことを聞いてびっくりしたんですよ。アスベストとか言われても、当時は何も知らなかつた。それまではしんどいときに病院に行ってレントゲンを撮ると、「肺が真っ白ですよ」と言われたくらいで。

60代までは仕事ができおつたからね、仕事が暇になってからは会社が難癖付けて「定年」と言うんです。「え！」と思いましたよ。建築業に定年なんかなかつたのに、口実を設けて辞めさせられて。

こんなゴミ吸うて、じん肺なんてなるなんて認識もなかつたからね。冗談でこんなにやく食べようか、ビールでほこりを流そうか、と言つていたくらいだから。でも弁護士の先生方に聞いたら、病気になることはゼネコンもわかつとつてのことじゃないのって。

マスクも自前で、マスクをしろと現場でうるさく言うようになつても用意はしてくれない。こっちも人間だからうつかり忘れることがあるのに、持ってこなかつたら「入つたらあかん」と追い返される。

ー最後に一言お願いします。

仕事を一生懸命しても病気になることは

知らなかつたから。

最終的にしんどいなあというても誰も何もしてくれない。健康診断も何のためにしているか知らなかつた。血圧高いとか何とか言われることがあっても、肝心のじん肺については何も教えてくれなかつた。だい

ぶ悪くなつてからも「ちょっと弱いなあ」とか言われるくらいですよ。なんでじん肺と分かつたときに教えてくれへんの、と聞きたいね。

結局、こんな仕事を30年もしていたらいことないです。

アスベスト報道ダイジェスト 2010年2月

2/1 四国電力西条火力発電所（愛媛県西条市）の元男性従業員の遺族が、アスベスト健康被害に対する損害賠償として3300万円の支払いを求めた訴訟の第1回口頭弁論が、高松地裁であった。四電側は「劣悪な作業環境の下で作業し、大量の石綿粉じんに暴露した」という原告の主張を答弁書で「否認する」として、原告の訴えを退けるよう求めた。発電所における石綿の使用状況や作業内容は次回以降に追加して示すとした。

2/4 アスベスト被害者の一人として、抗がん剤治療を受けながら仲間の救済活動に取り組んでいる岐阜県高山市の羽根英成さんが、高山市議会主催の勉強会に参加し、闘病生活の苦しさや、アスベストの恐ろしさ、被害者救済のための理解を訴えた。羽根さんは68年から1年8ヶ月、名古屋市内の自動車整備工場でブレーキの点検や交換作業に従事した。07年に発病、悪性胸膜中皮腫と診断された。同12月には労災認定を受けた。手術を受け、今も1週間あきに抗がん剤治療を受け、闘病生活を送っている。羽根さんは「アスベスト被害者の苦しみが少しでも軽くなるよう手伝いたい」と、環境被害対策に取り組んでいるNPO「グリーン・ニューディール政策研究会」とともに被害の実態に関する「語る会」を全国で開いている。日野理事らが議会に持ちかけ、この日の勉強会が実現した。

2/5 川崎市は市立南大師中学校校舎階段天井部分の吹き付け材の成分分析でアスベストを検出したと発表した。含有率は0.1%超で空気中の飛散はなく、今夏にも除去する。市まちづくり局によると、96年度以前に建築された市立学校のうち、05、07年度アスベスト調査で対象外だった吹き付け材が使われている小中高38校で成分分析を実施。結果が出た17校のうち検出されたのは南大師中だけで、残る21校の結果は月内にも分かる見通し。

2/12 アスベストを含む製品の取引が自動車メーカーなどで相次いで発覚し、厚生労働省は、製造業界や流通業界などの307団体に対し、アスベストが含まれた製品の取引や使用の禁止の徹底を求める通知を行つた。

スズキは、同社が販売した補修用部品などに、労働安全衛生法で禁じられたアスベストが含まれていたと公表した。回収し、石綿なしの部品

に交換する。対象は補修用のガスケット（含有量15.2%）18個と、同部品を使った四輪バギー車10台。台湾の会社が製造した部品を輸入、販売した。厚生労働省が昨年末に業界に要請した自主点検で判明した。

2/15 「胸膜肥厚斑」の見落として労災認定されないケースを防ぐため、関西の医師や患者支援組織が、医師を対象に診断力向上を目指す団体を今春、設立する。関係者は「患者支援のネットワークにつなげたい」と話す。胸膜肥厚斑は、石綿を吸引した場合にのみ発生し、労災認定の指標だが、大きさ1~5ミリと小さいため、慣れない医師は見逃しやすい。また、石綿によるがんの潜伏期間は20~60年ともいわれ、労災との関係に気づかない被害者も多い。年間約2000例を画像診断する「みずしま内科クリニック」（東大阪市）の水嶋潔院長によると、「胸膜肥厚斑なし」と診断された建設労働者で、再診断の結果、胸膜肥厚斑が見つかり労災認定されたケースが過去約30例あったという。このため、水嶋院長が大阪、兵庫、京都などの労働組合や石綿疾患の患者組織などに、診断力向上の団体設立を呼び掛けた。石綿疾患の診断・治療に取り組むNPO法人「職業性疾患・疫学リサーチセンター」（東京都）の関西支部としての設立を目指す。集団健診でエックス線やCTの画像を診断する際、経験の浅い医師を同席させ、胸膜肥厚斑を見つけるための着目点などを伝授する。

2/25 アスベストによる肺がんで死亡した倉敷市の男性の妻が、会社勤務時ではなく退職後の自営業者向けの労災保険を適用され、補償金が減額されたのは不当として、国に処分の取り消しを求めた訴訟の判決が、岡山地裁であった。国は昨年11月の第2回弁論で処分取り消しを表明、原告の実質勝訴が確定しており、古賀輝郎裁判長は「取り消しにより、訴えの利益はなくなつた」として原告の請求を却下、印紙代など原告の訴訟費用約5万円を国の負担とすると命じた。妻が受け取る補償金は年59万円から同約171万円になる。

連載 それぞれのアスベスト禍 その2

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

労働災害の向うに見えたもの

「この仕事を長年やっていると『まさか！』と思う事が起る」と、私が関西センターで仕事をするようになりこの言葉を片岡さんから何度も聞いた。そして私も、その「まさか」を何回も経験した。

クボタショックが起こって間もなく、ある女性から相談が有った。「母が中皮腫で亡くなりました。私も胸膜plaーケが有ります。妹も変な咳をしています。何処でアスベストを吸ったのか知りたいのです。」と不安を訴えたのは大阪市内在住のK子さんだ。K子さんの母親は一度も生家から離れた居住歴は無く、K子さんも成長後は結婚してその家に住んでいる。父親はある鋳物工場に勤務していたが、父親によるアスベストの家庭内曝露は可能性が薄いようだ。いつたい何処で？…という疑問に応えるべく片岡さんも必死になって調べた。K子さんは図書館で古い住宅地図入手して生家のあたり一帯を調べたが、疑わしい工場は見当たらなかった。この時点では、K子さんの事は「原因不明」となっていた。

2007年、Aさんという男性から相談があった。かつて石綿水道管の内側の溝を削

る工場に勤務していた。管を削る時に発生する粉じんが物凄くて、このまま続けていては健康に良くないと考えて工場経営者は数年でその仕事を辞めた。しかしAさんはその僅か数年間の曝露が原因で胸膜中皮腫に罹患した。Aさんはその頃電気メーカーの部品製造の下請けとして大きな工場を経営しており多数の従業員を抱えていた。ほどなく労災認定されたが、Aさんにとってこの発病で失ったものは計り知れない程大きかったと思う。労災認定された頃にはAさんの体力もかなり衰えてきていたのでこの頃の奥様からは「良い免疫療法は？」等の問い合わせが多かった。しかし家族の願いは届かず、Aさんが永眠されたのは2008年の年末だった。そしてその後、暫くはAさんの「物凄い石綿粉じん」の事は私の頭から離れていた。だが、事務所の机に向かうたびに目にするK子さんの資料。その資料は東京のアスベストセンター経由のもので黄色の用紙で、常に目につきやすい場所に置いていた。何故か相談者用のファイルに入れるのを躊躇っていたのだ。

「石綿ばく露の医学的所見として重要な胸膜plaーケ(肥厚斑)も石綿ばく露の特異性が高い所見です。胸膜plaーケや中皮腫は石綿肺や肺がんよりも低濃度ばく露で発症

することが知られています。(独立行政法人環境再生保全機構HP)」とあるが、その相談票を見るたび、「K子さんの近隣で何かが有ったに違いない」と確信するようになつていった。そして「石綿水道管を削っていた工場と程遠くない距離にK子さんの実家があるのでは」という疑問が頭を過ぎる様になっていたのだ。確信はなかった。ただの感だけだった。いくら探してもそれらしき原因工場が見当たらぬK子さん一家の悲劇。母親の発病原因は勿論、まだ40歳代のK子さんの身体に明らかな痕跡を残したアスベスト曝露の実態。私は昨年の秋頃思い切つてK子さんに電話したが、留守電になつていた。日を改めて再度電話したが再び留守電だ。電話が繋がらないということは私の考えが間違っているのか、と自分の考えに自信を無くしつつあった今年の3月、K子さんから事務所に電話があった。

「患者と家族の会関西支部機関誌『きずな』を見ました。プレークの事で聞きたいのです」という問い合わせだ。たまたま電話を取った私は自分の耳を疑つた。すぐにK子さんが事務所を訪れた。片岡さんと再び詳細な聞き取りをした。あの頃は判明してい

なかつた事実も解ってきた。その結果、K子さんの行動範囲はAさんの元職場の近隣だと確認した。しかし、Aさんの元職場が石綿水道管を削っていた時期と少しづれがある。

他にも同じ作業をしていた工場が有つたらしいが、まだ詳細は解らない。

5年前には見えていなかつた事も、歳月を重ね、被害の実態が見えてくると解つてくる事もある。この間にAさんとの出会いが無かつたら、K子さんのケースも未だに解明の糸口さえも見つからなかつただろう。しかしK子さんの曝露原因が何なのかまだ特定に至つてはいない。今後の更なる調査が必要だ。

今年の6月29日でクボタショック報道から5年だ。大きな節目を迎えたこの年に、石綿新法の改正は勿論だがこの様な隠れた被害実態の掘り起こしも大事だと考えている。今まで見えてこなかつた事が見えてくる…ということは、私達の運動が確実に成果を挙げていることだと思う。しかし確実に被害が拡がつてゐる事の証明でもある。

残念だが、公害とは被害の積み重ねによって立証されるのかもしれない。

アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

世界と日本のアスベスト産業の歴史を調べ、さらにそれへの国の関与を明らかにし、健康被害の拡大がなぜ防げなかつたのかを問う。

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

韓国からのニュース

■安全管理いいかげんで事故が起きても、労働者に責任転嫁／建設機械労働者『現場では労働者、事故が起きれば事業主』の二重苦

掘削機の労働者イム・ジノ(41)氏は昨年、光州広域市所在のマンション建設現場で、班長の要請で、掘削機で木の束を吊って移す揚重作業をした。掘削機の揚重作業は安全規則違反だ。イム氏は問題を提起したが、慣行という理由で黙殺された。作業中に紐が切れて、木の束が下にいた班長を襲い、班長はその場で亡くなった。ダンプ労働者のイ・ソンヒョン(40)氏は全北の完州のある野積場で、安全装置がなにもない状況で泣く泣く作業をした。これもまた慣行だったためだ。作業中に周辺にいた建設労働者1人が、イ氏が運転するダンプの後輪に轢かれて亡くなった。現場内で安全教育は行われず、死亡者は安全帽さえ着けていない状態であった。

3日現在、イム氏とイ氏は、労働災害に対する元請け建設会社の責任を追求して、事故現場で1人デモを行っている。建設労組の光州・全南建設機械支部の組合員であるイム氏は、昨年3月にこのような事故を起こしたショックで外出もできなかったと言った。初めは掘削機を売って、遺族に2千万ウォン程の示談金を支払った。ところが昨年11月、使用者が加入していたAIG保険会社から『労働者災害保険』によって4200万ウォンに達する求償が請求され、勤労福祉

公団も1800万ウォンの求償権行使した。その後すべての財産が仮差押えされた。

建設労組・全北建設機械支部の組合員のイ氏も、昨年12月の事故の後、2千万ウォンの示談金を払った。それに1億5千万ウォンに達する遺族補償金の責任を負わなければならない。現行の建設産業基本法によれば、建設現場の労災は元請けが責任を負わなければならない。しかし建設機械労働者は、『事業主』に分類される特殊雇用労働者だという理由で、事故に対するすべての責任を負っている。

イム氏は「仕事をする時は、安全の問題を提起しても、労働者として指示に従えといった人々が、事故がおきると社長だとして責任を転嫁する」。「仮差押えされた信用では、新しい仕事を探すのは容易でなく、苦しい」と言った。キム・サンテ全北建設機械支部長は「これらの事故は、安全規則さえ遵守すれば起きなかつた事故」として「最小限現場の安全管理監督だけでも守れるよう、制度的装置を用意しなければならない」と強調した。**2010年2月4日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者**

■実績最大 GS建設、重大災害率も1位

GS建設が、昨年創業以来最大の経営実績を上げたが、建設分野の重大災害率でも1位となった。8日〈毎日労働ニュース〉が入手した昨年の建設分野の重大災害状況によると、GS建設では12件の重大災害が発生した。16人が死亡し、12人が怪我をした。事

故内容は一件を除いてすべて落下・墜落・巻き込みなど、典型的な後進国型の事故であった。

最も多くの死亡者を出した事故は、昨年7月に発生したGS建設の議政府軽電鉄事故で、5人が死亡し、8名が負傷した。これについて労働界では、GS建設が最初に『殺人企業2冠王』を達成するだろうという批判も起っている。GS建設は『労災死亡対策作り共同キャンペーン団』が『最悪の殺人企業』の選定を始めた2006年、初年度に利川物流倉庫崩壊事故で『殺人企業』に選ばれた。

昨年GS建設の受注率は2位であり、最近5年間の公共建設工事受注率も、国内建設会社の中で3位を記録した。建設現場の安全分野でも目を引いた。昨年4月には、韓国産業安全保健公団の『建設業KOSHA 18001』の認証を受け、同年6月には、公団と労働部が実施した建設現場の安全活動優秀事例公募展で、建築・土木分野の最高賞を受けた。

GS建設は企業単位では唯一、2006年に安全学校を開校し、GS建設と協力業者の職員全員を教育している。GS建設など大型建設会社が選定されたが、大事故が続いて論議になった『自律安全管理業者』(有害・危険防止計画で審査免除)制度も、昨年8月から中止された。このようにGS建設で災害が絶えないことについて、労働界は事前対策である労使協議体を活性化させ、事後処罰を強めなければならないと指摘する。

パク・ジョングク建設労組・労働安全局長は「労働庁の人材不足で、予防に限界があるのだから、産業安全保健法による労使協議体を運営して労災予防事項を点検しなけれ

ばならないが、実際運営されているケースは少ない」、「現場労働者の声をキチンと反映できる窓口が必要だ」と話した。軽い処罰も問題だ。実際にGS建設は相次いで重大災害を起こしたが、ただの一度も営業停止にならなかった。その上、規制緩和政策に力づけられて、今年からは安全管理を会社の自律に任せる自律点検制度の施行を前にしており、労働界の憂慮は更に大きくなっている。

一方GS建設関係者は「労使協議体を構成して法規に従って徹底的に運営している」とし、「安全に対する警戒心を持たせるために、企業の中で唯一安全学校を建て、すべての協力業者にまで教育させ、最も多額の安全費用を投じている」と話した。**2010年2月9日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者**

■産安公団、サービス業災害予防事業本格化／今日、飲食業中央会と事業履行契約締結

今年サービス業の産業災害を減らすために、サービス業災害予防室を新設した韓国産業安全保健公団(理事長 ノ・ミンギ)が、本格的にサービス業の災害予防活動に乗り出す。

公団は16日、(社)韓国飲食業中央会と『サービス業の安全を尽くす活動』履行契約を締結すると明らかにした。サービス業の安全を尽くす活動は、公団が今年サービス業の労災減少を目標に実施するもの。このためにサービス業災害多発6大事業場を対象に、危険要素点検、安全意識鼓舞用資料の普及・貼付、安全保健教育などの活動を展開

する。公団はこの活動でサービス業関連の被災者数を1千人減らす計画。

今回の契約は、飲食業従事者の安全事故予防と健康増進のために、公団と飲食業中央会が昨年10月に締結した業務協約の、細部実践方策の一環として推進するもの。これに伴い飲食業中央会は、会員会社に対する法定の職務教育である食品衛生教育の課程に、安全保健教育を追加することにした。公団は講師と安全保健教育資料を支援し、安全保健広報物の製作を支援する。食品衛生教育は飲食業の起業者と現在の営業者を対象に、飲食業中央会が委託を受けて、実施するもの。起業者は年間6時間、現在の営業者は年間3時間の教育を受けなければならない。

チエ・デヨル公団教育広報理事は「今回の契約は、昨年締結された業務協約(MOU)の中で、初めて具体的な履行契約書に基づく後続措置がなされたもの」で、「公団と中央会が積極的に協力して、サービス業の災害減少に寄与できるようにする」と話した。

サービス業の災害多発6事業種は、飲食業、卸小売・消費者用品修理業、衛生・類似サービス業など。このうち飲食業の被災者数は昨年11月基準で6614人で、サービス業で最も高い比重を占めた。飲食業の事業場は5人未満の零細事業場が多く、労災にぜい弱な食堂従業員・台所料理員・食物配達員など、日雇いや高齢・女性労働者が主に働いている。2010年2月16日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■本人の失敗で火災、鎮圧後に死亡した警

備員に『業務上災害』

ミスで火事を起こし、自分で鎮圧した後、1時間も経たずに心筋梗塞で亡くなったアパート警備員が、業務上災害と認められた。

労務法人産災は、勤労福祉公団がアパート警備員シム・某(68)氏の遺族が申請した遺族手当・葬祭料の支給請求申請を受け容れたと21日明らかにした。江原道平昌市のあるアパートの警備員として働いたシム氏は、昨年5月に再生紙収集所を巡回査察している時にタバコを吸い、火をキチンと消さなかつたため周囲にあった紙箱に火が燃え移った。シム氏は収集所から40メートル離れた管理事務所の水道の間を数回行き来して水桶を利用して消火作業をし、これを発見した同僚のオ・某氏もこれを助けた。

シム氏は鎮火した後も一人で残って廃品を整理した。シム氏が45分経っても事務室に戻らないため、同僚は再び廃品収集所に行き、倒れているシム氏を発見した。シム氏は病院に後送される途中で死亡した。

普段から糖尿病があったシム氏は、持続的に薬品治療を受けており、高血圧もあったが事故当日に測定した血圧は安定した状態だった。シム氏を検査した医師は、死因を心筋梗塞と判定した。シム氏は消火作業の過程で受けた精神的・肉体的ストレスによって急性心筋梗塞を起こしたと推定される。

ムン労務士は「既に病気があるとしても、普段から粘り強い治療と管理をしてきたケースなら、シム氏の事例で見るように業務上災害と認められる」として「労働者の過失や病気があるとしても、業務との因果関係を把

握して、正確な立証資料を提示することが重要だ」と話した。2010年2月22日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■発癌物質監視ネットワーク『発癌物質目録1.0』を公表

「我が国は、成人3人の内の1人が癌にかかる国になった。国は『早期発見・早期治療』を主要政策として前面に出すが、癌は発見する前に予防しなければならない。発癌物質をなくせば、癌は予防できる。」

25日に国内で初めて、労働・環境団体と専門家が集まって、発癌物質目録を発表した。発癌物質監視ネットワークと労働環境健康研究所・発癌物質情報センターは、国会で記者会見を行って『発癌物質目録1.0』を公表した後、活用方法に対する討論会を開催した。参加者は労働者と市民が連帯しなければ、周辺の発癌物質を管理し、環境を改善していくことはできないということに共感した。発癌物質監視ネットワークは、国際的に発癌性物質分類基準を提示している5つの専門機関の発癌物質目録を統合し、465種を発癌物質として分類した。

5つの専門機関の全てが1級発癌物質と規定している物質は、ベンゼン・塩化ビニール・クロロメチル・エーテル・ペンジディ・石綿・六価クロムだった。

■不十分な国内発癌物質分類体系

産業安全保健法と有害化学物質管理法が規定している発癌物質は、全部で90種である。この日の討論会でチエ・サンジュン・大邱カトリック大教授は「曝露基準と管理対象物質分類体系に一貫性がない」とし、「代

表的な例として、カドミウムは管理対象物質としては発癌物質に規定されているが、曝露基準としては発癌性に分類されていない」と指摘した。彼は発癌物質管理制度の改善方策として、△発癌物質分類基準の設定、△発癌物質管理優先順位の決定、△発癌物質に対する周期的な再評価、などを提示した。チエ教授は「物質自体が持っている有害性に対する科学的資料に基づいて、幅広く発癌物質対象目録を作り、国内の取り扱い量・取り扱い労働者数・曝露水準・癌発生の状況などを考慮した危険性の大きさを予測して、管理の優先順位を決めなければならない」と話した。

カク・ヒョンソク労働環境健康研究所・発癌物質情報センター・企画室長は、発癌物質目録1.0の各主体別の活用方法を提案した。先ず労組には、現場の発癌物質を搜し出し、毒性が弱い物質に変える活動を求めた。カク室長は「癌は主に65才以後に発生するので、多くの職業性癌の被害者は退職労働者である可能性が高い」として「職業性癌被害者を探し、積極的に労災補償を申請しなければならない」と話した。環境・消費者団体には、目録を活用して消費製品の中の発癌物質を搜し出し、消費者が発癌物質の入っていない製品を選ぶ権利を保障しなければならないと助言した。企業は発癌物質を使わない政策を樹立し、政府は発癌物質目録1.0を政府の発癌物質目録として認定することを提案した。

■労働者・市民の連帯が『切実』

チョ・キホン韓国労総・安全保健研究所所長は、「政府と企業ができる発癌物質目録

を、民間が作ったという点で大きな意味がある」とし、「事業場で発癌物質がどの程度使われているのか、実態を把握することが重要」と指摘した。パク・ジョングク建設労組・労働安全保健局長は「建設現場は有害物質の百貨店だが、事故性の災害があまりにも多く発生するために、職業病に対する認識が不足している」とし、「建設現場の化学物質サンプルを採取し、成分を分析しようとして準備している」と話した。イ・ボウン女性環境連帯・事務局長は、「発癌物質は労働者だけでなく、市民の日常を脅かす要素でもある」として「市民が簡単に理解できる発癌物質目録ガイドラインを作ったら良い」と話した。

イム・サンヒヨク労働環境健康研究所・所長は、「工場の塀を一つを越えるだけで、地域住民の問題になる」。「発癌物質を管理して規制するためには、労働者と市民の連帯が切実だ」と強調した。**2010年2月26日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者**

■足場工に石綿肺癌の職業病を認める初の判決／麗水建設労組

石綿が露出する石油・精油化学工場の工事現場で働いて肺癌にかかった足場工が、裁判所から職業病として認められた。足場工の肺癌を石綿曝露による職業病と認定した最初の判決である。

ソウル行政裁判所(パク・ジョンス判事)は、足場工のイ・ジェビン(51)氏が勤労福祉公団を相手に起した訴訟で、「公団が原告に行つた療養不承認処分を取り消せ」という、原告勝訴判決を行ったと明らかにした。イ

氏は89年からヨス産業団地などで足場工として働き、2005年に肺癌3期の診断を受けた。足場工は工事ができるように臨時に作る仮設物を専門的に設置する建設労働者をいう。

しかし公団は2007年、石綿曝露は肺癌を誘発するほどではなかったとし、X線写真等によっても曝露を確認するほどの所見がなく、業務との関連性は低いとして、療養申請を認めなかった。その後、イ氏は民主労総・法律院を通して行政訴訟を提起し、2年余りで勝訴した。

ソウル行政裁判所は「原告は足場工として働いて石綿に曝露し、これによって肺癌が発病したり、自然な進行経過が異常に急激に悪化した」とし、「若くして肺癌と診断されたが、一般的な肺癌の事例を見ると、喫煙より環境・職業的な要因が、発病により大きな影響を与えただろう」と判示した。

特に裁判所は、職業病認定基準について「業務と病気の因果関係は、必ず医学的・自然科学的に明確に立証しなければならないものではなく、様々な事情を考慮する時、業務と病気との間に相当な関係があると推測・判断される場合にも、その立証がある」とした。ヨス建設労組のイ・ジョンジン労働安全保健局長は「疫学調査の内容からも石綿に曝露したことは確実だが、曝露量から判断を出せず、作業環境の測定根拠がないため、公団が不承認とした。今回の判決で、職業病で苦しむ建設労働者が、労災の承認を受けられる橋頭堡を作ることになった」と話した。

一方、公団側は「決定文を見て内部検討の

後、控訴するかどうかを決める」と話した。
2010年2月26日 毎日労働ニュース キム・
ウンソン記者

■昨年、労災労働者数が2.1%増加

昨年産業災害にあった労働者数が、前年より2.1%(2015人)増えたことが分かった。

28日、労働部によると昨年の被災労働者数は9万7821人と暫定集計され、勤労者100人当たりに発生する災害者の比率を意味する災害率は0.7%を記録した。

労災で死亡した労働者数も2181人、疾病による死亡者を除いた事故性死亡者数も1401人を記録した。事故性死亡者の状況を

見ると、業種別では建設業が39.9%で最も多く、規模別には5~49人の事業場(38.9%)、年齢別では60才以上の労働者(19%)、類型別には墜落災害(32.1%)が最も多いことが明らかになった。疾病による死者を含む全死亡万人率(労働者1万人当たりに発生する死亡者数)は1.57を記録し、事故性死亡万人率も1.01を記録した。業務上の疾病者は8721人であることが明らかになり、業種別では製造業(36.9%)、規模では5~49人の事業場(41.1%)、年齢帯では60才以上の労働者(16.7%)、類型では腰痛(55.9%)が最多であることが分かった。2010年2月28日 民衆の声 カン・ギョンフン記者

明日をください



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円（送料別）

今井 明 写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

『明日をください』

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

前線から

事故から 2 年後の 労災認定

労災を使いたがらない派遣会社の弊害

尼 崎

ペルーパ労働者のCさんは労働災害から2年後にやっと労災認定を受けることが出来た。本誌2009年11-12月合併号で紹介したが、2008年2月、作業中にチェーンで左膝を強打して左膝を負傷したCさんは、派遣会社に労災保険の請求もしてもらはず、痛みをがまんしてほとんど休まずに働いた後、解雇されていた。ペルーに帰国して手術も受け再来日したが膝は治らず、2009年に労組に相談したときには、生活に困って生活保護を申請するしかない状態だった。労組からの紹介で当センターにたどり着き、事故から1年半以上たった2009年10月にやっと労災請求にこぎつけた。

再度左膝の内視鏡術を行った結果、半月板内部の亀裂が見つかり、その部分

を切除して現在は快方に向かっている。

尼崎労働基準監督署は労災請求当初、やはり事故から相当時間が経過していること、1度ペルーで手術を受けているのでその後症状との事故との関連がはっきりするかなど、慎重な姿勢を見せてあり、認定の判断がありるまで半年がかかった。

そもそも派遣会社が事故の翌日に病院に連れて行きながら、労災申請をせず、後にCさんが自分で労働基準監督署に労災請求の相談に行つたときでさえ、Cさんに膝の既存症があつたなどをたらめを言って労災請求をさせなかつたことから、相当な時間が経過することになり請求が難しくなっていた。Cさんの事故の1カ月後にやはり事故で

椎間板ヘルニアを発症したBさんにも同様に、腰が前から痛かったので労災にはならないなどといって労災申請を拒んでおり、この派遣会社がなるべく労災請求をせずに済むように、普段からこのような対応を繰り返していた疑いがある。

この3月、Cさんは労災請求がやっと認められ、昨年7月からの休業補償を受けることが出来た。しかし、それ以前の休業についてこれから手続きをおこなって行くが、病院に行つていなかつた期間などもあり、すべて休業補償をもらうことは出来ない可能性がある。ペルーでの医療機関での証明を日本語で書かれた労災の用紙にもらうのも大変であり、ペルーと書類をやり取りする費用も数千円かかるので、簡単にはいかないだろう。

それらすべて事故の直後に速やかに労災請求がされていれば、生じなかつた問題だと思うと、本当に派遣会社の対応は許しがたい。このようなことを今後も繰り返されることがないよう、対策を考えたい。

1月の新聞記事から

2/5 自殺者が12年連続で3万人を超える中、政府は心の健康や債務問題での相談窓口の拡充や、未遂者や遺族への支援強化などを柱にする対策を、自殺総合対策会議で決めた。ハローワークへの精神医療専門家の窓口設置を継続し、法テラスや商工会議所、自治体の多重債務相談部局は、自殺防止を念頭に支援制度や関係機関の紹介を強化、精神科以外の医師への研修を始め、スクールカウンセラーの増員で教育現場での心の健康管理の充実を目指す。また自殺未遂者が再び自殺を防ぐため救急医療従事者に未遂者ケアの研修を実施。遺族には、生活支援制度を整理したリーフレットをつくるなど。

田辺製薬の契約研究員だった中国人男性が平成7年に死亡したのは過労が原因として、遺族が田辺三菱製薬に約1億円の損害賠償を求めた訴訟が、大阪地裁で和解した。3日付。和解条項は、田辺三菱製薬が「外国人研究員、契約研究員を含む従業員の人権を尊重し、安全で快適な職場環境づくりを目指す」とし「男性の死亡を重く受け止める」と表明。解決金として500万円を支払う。

2/15 NPO法人「アカデミックハラスマントをなくすネットワーク」(大阪市)が今春から、「加害者」の復職支援に乗り出す。アカハラの処分は、大学側に統一した基準がないことが多く、処分を受けた教員らが、逆に大学を訴えるなど、トラブルが複雑化するケースが増えている。NPO法人は再発を防ぐ研修制度を大学側に提案し、処分を受けた教員に復帰の道筋を開くことが被害防止につながると考えたという。

2/16 北九州西労働基準監督署は、やけで3人が死傷する作業事故で、労働安全衛生法違反容疑で、日立金属若松と同社の鋳造課長を書類送検した。昨年9月23日、北九州市若松区の工場で、溶けた鉄が入ったから不純物を取り除く作業をさせる際、こぼれた鉄が作業員にかかるないようにする設備を設けるなどの対策を取らず、作業員3人にやけで負わせた。うち1人は10月に死亡。

長時間残業の過労で倒れ、寝たきりになつたとして、ファミリーレストランの元支配人の男性と両親が、経営者の「公正産業」に損害賠償を求めた訴訟の判決で、鹿児島地裁は約1億8700万円の賠償と未払い残業代約730万円の支払いを命じた。自宅で倒れる前の6ヶ月の時間外労働が月平均約200時間だったと認定。男性は平成16年11月10日、就寝中に心室細動を発症、低酸素脳症で寝たきりになり、06年1月に労災認定を受けた。

2/17 業務中に呑んだ有機溶剤で化学物質過敏症になり、眼瞼障害の後遺症を負った神奈川県内の男性について、厚木労働基準監督署が昨年10月、労災認定していた。化学物質過敏症で後遺症まで認定されるのは珍しい。男性は電気設備会社に勤務。作業中に使用していた有機溶剤が原因で、目まいや頭痛を発症。化学物質過敏症で視力が低下し、中枢性眼球運動障害と診断された。

大正製薬福岡支店に勤めていた夫が2003年に死亡したのは過労死として、妻が福岡中央労働基準監督署の遺族補償不支給処分などの取り消しを求めた訴訟の判決で、福岡地裁は業務で持病の高血圧が悪化して死亡したと判断し、請求を認めた。鹿児島県を除く九州の営業担当だった男性

は03年6月に出張先の大分市のホテルで死亡。

2/18 神奈川県警幸署の地域3課長だった男性警部が自殺したのはパワハラが原因として、遺族は県と上司だった当時の署長と次長に約1億2900万円の賠償を求め、横浜地裁に提訴した。パワハラは07年9月に始まり、元次長は多数の署員の前で警部を「お前はダメだ」と何度も大声で責めるなどした。警部は12月にうつ病と診断され、署内で拳銃自殺など自殺未遂を3度繰り返し、休職の末、08年12月に自宅で首つり自殺した。

東京都千代田区の工事現場で昨年4月、大型クレーン車が横転し歩行者ら6人が死傷した事故で、警視庁捜査1課は業務上過失致死傷の疑いで、クレーン操縦士と現場責任者ら数人を近く書類送検する方針を固めた。捜査1課は、クレーン車とつり上げる資材の距離を適正に取らなかつたことが横転を招いたと判断した。

2/21 北海道苫小牧市の飼料会社「苫小牧飼料」の工場で溶接作業中に爆発があり、男性作業員1人が重傷、6人が軽傷を負った。7人は飼料の原料をかき混ぜる装置の取り換え作業を委託された作業員。工場内に浮遊していた粉じんに溶接の火花が引火したとみて調べている。

2/22 長野県駒ヶ根市の県立駒ヶ根病院の本館棟建設工事現場で、クレーン車がアームごと倒れ、作業をしていた長野県内の男性4人が巻き込まれた。アームの下敷きになった1人が死亡し、3人が骨折やねんざなどの重傷。

2/23 東京電力の福島第1原子力発電所での作業で放射線に被ばくして、がんの一種「多発性骨髄腫」になったとして、元作業員の長尾光明さんが東京電力に損害賠償を求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷は長尾さん側の上告を退ける決定をした。長尾さんは1審判決前の平成19年に死亡、遺族が訴訟を継承していた。

2/24 新潟労働基準監督署は、昨年5月に自殺した佐川急便新潟店の男性係長について過重労働が自殺原因として労災認定した。男性の妻は過重労働に加え上司のパワハラが原因と主張していたが、労基署はパワハラの有無も含めて判断の根拠としなかつた。男性は1997年に入社。係長になつた07年以降は勤務時間が1日16時間を超え、休日でも2~3時間は出勤していた。男性は昨年5月18日、新潟市内で飛び降り自殺。

2/25 京都市立中学校の元教員が過労が原因で脳内出血を発症したとして、地方公務員災害補償基金京都府支部長による「公務外災害」認定の取り消しを求める訴訟の判決が京都地裁であり、裁判長は請求を棄却した。

2/26 兵庫県明石市のJR山陽線で昨年2月20日未明、線路保守作業中の男性作業員が死亡した事故で、運輸安全委員会は作業の開始時間を早めたことで、閉鎖されるはずだった線路を走ってきた電車にはねられたとする調査報告書をまとめた。調査では、作業前の打ち合わせの確認不足や不適切な見張り配置などさまざまな問題点が発覚。尼崎JR脱線事故以降、JR西日本は安全対策を進めてきたが、安全委は「安全管理体制が形骸化し適切に機能していなかつた」と指摘。